

令和 2 年第 7 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 2 年 7 月 2 7 日)

局長 皆様ご苦労様です。ただ今から、令和2年第7回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、7番 松宮委員、13番 瀧下委員、14番 田中委員の3名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております4議案と報告1件を予定しております。

なお、日程4 議案第17号に関しまして、関係者の、おおい町役場しごと創生室の職員に出席を求めていますので議案17号の審議の際入室していただくことをあらかじめご了承ください。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和2年第7回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、1番 松井委員さんと12番 細川委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第15号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第15号は、〇〇の〇〇〇〇氏が農地9筆を〇の名義にするための申請であります。
詳細は、事務局書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案第15号資料説明)
許可基準は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
また、現地確認の際に草刈等が必要と思われる農地がございましたが、申請者に確認したところ、現在は手が回らず管理が不十分であるが、今後畑として利用する予定と聞いております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

渡邊委員 はい、議長
本案につきましては20日に現地を確認いたしました。
申請地は田畑として利用されており、管理が行き届いていない畑についても事務局確認のとおりですので、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第15号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 3]

議 長 日程3 議案第16号 農地法第5条第1項に規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長

議案第16号は、〇〇〇の〇〇〇業 〇〇氏が〇〇〇在住の〇〇氏及びおおい町〇〇の〇〇氏から農地を購入し、住宅7棟を建売分譲住宅として建設するため転用するものであります。

詳細は書記に説明させます。

書 記 はい、議長

(議案第16号資料説明)

資料8 ページのとおり、当該農地に建売の分譲住宅を7棟建築する申請です。

この申請地の農地区分につきましては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であること、また約500メートル以内に公共施設であるおおい町役場と本郷保育園があることから第3種農地に該当します。よって転用可能と判断いたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

渡邊委員 はい、議長。

こちら20日に現地を確認いたしました。

当該農地につきましては、適切な管理はされておりますが、生産性は低いと思われ、転用は問題ないものと判断いたします。

議 長 ご報告ありがとうございます。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が
ございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

塩野委員 7棟全て建売か。

書 記 全て建売となっています。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はござい
ませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第16号 農
地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有
権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付し
て県へ進達するものと決定します。

[日程 4]

議 長 日程4 議案第17号 大飯農業振興地域整備計画の変
更について を議題といたします。

本案は、おおい町長から意見を求められたものでありま
すので、転用事業計画者であるおおい町しごと創生室の職
員の出席を求めます。

(しごと創生室職員入室)

書 記 しごと創生室の齊藤室長と猿橋室長補佐でございます。

議 長 議案の内容について事務局から説明いたします。

局 長 はい、議長。

議案第17号は、〇〇〇〇が〇〇地係に産業団地の整備
を行うための大飯農業振興地域整備計画の変更でございま
す。

詳細は書記に説明させます。

書 記 それでは、大飯農業振興地域整備計画の変更に関して、
ご説明いたします。

- 松井委員 現地には現在、土が置いてあるように思うが、その土は事業に使用するのか。
- 猿橋補佐 別の工事発生残土6,000m³を一時的に置いています。この残土は産業団地の町道部分造成に使用する予定です。
- 細川委員 この後の工事等の工程はどうなっているか。
- 書 記 今後のスケジュールは、農用地からの除外について県に事前協議を行い、公告、閲覧、異議申立等を経て、早くて今年10月に農地転用の審議が行われると考えます。
- 齊藤室長 転用許可後は、速やかに工事に入り、作土を除き、65,000m³の土砂を入れる予定となっています。工期は令和2年から4年、24か月の予定です。
- 松井委員 産業団地とは規模はどういったものか、人が住んだりするのか、営農に影響はないか。
- 齊藤室長 約1ヘクタールが2区画、約0.5ヘクタールが2区画の合計4区画の企業用地として分譲予定です。人が居住することはありません。営農に影響はないものと考えています。業種は未定です。
- 古池委員 近隣住民への説明はどうなっているか。
- 猿橋補佐 ○○、○○、○○、○○の4か所での近隣住民説明会を合計3回行い、また別に地権者説明会も行いました。それぞれからの反対はなく、了解は得たと考えています。
- 早川会長 近隣市町の産業団地の分譲状況はどうなっているか。
- 齊藤室長 美浜インターチェンジの近くの産業団地は、9区画中2区画が埋まっています。
若狭町の産業団地は6区画中2区画が埋まっています。
- 早川会長 分譲が決まっている率が低いように思うが、需要はあるのか。

猿橋補佐 ○としては、どのような業種が、どのような規模の用地に投資したいか、を重要視して今回の事業を始めました。その中で、おおい町は電気料金が安いことを売りにしているため、電気を多く使用する企業について調査しました。開発行為を行う日本立地センターが、平成27、28年度に基本調査を行ったものを参考にしたところ、このような企業が0.5ヘクタールから1ヘクタールの用地を求めていたことから、今回の事業計画を行いました。

松井委員 分譲できるまでの空き地期間はどこが管理するのか。

齊藤室長 ○○○○が行うこととなります。

塩野委員 うみんぴあの空いている土地があるが、その部分の有効活用はできないのか。

猿橋補佐 その土地は、第3セクターのマリンワールドが所有しています。「商業施設用」として誘致活動中のため、今回の事業の「工業用地」とは目的が違うものであります。

早川会長 現在のおおい町内の企業用地の活用状況はどうなっているか。

猿橋補佐 町内の主な企業誘致の用地としては、うみんぴあ大飯に13,000㎡、名田庄西谷地区に10,000㎡の用地があります。現在は分譲地として募集中です。

岩崎委員 ○○○○○○○○への道路を新たに作るのか。

齊藤室長 直接○○○○○○○○への道路を作る予定はありません。

岩崎委員 現在の道路をそのまま使用するという事か。

猿橋補佐 ○○○○○○○○への道路建設は検討しましたが、工事費が多額になり、用地の売買費用に影響するため行わないこととしました。

古池委員 新たに水道を設ける予定はないか。近隣に水道に関する影響はないか。

猿橋補佐 平成29年に水源調査を行い、現在の簡易水道や井戸水を使用することで共に問題なしとの調査結果が出ています。ただし、多量に水を使用する工場等の参入は無理と思われると思います。その意味では業種は絞られると思われると思います。

岩崎委員 参入する企業の車両がスクールゾーンを使用することはないのか、安全面は問題ないのか。

齊藤室長 スクールゾーンは安全のため、拡幅することなくこのままといたします。

議長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第17号 大飯農業振興地域整備計画の変更については、特段の意見なしとして回答することといたします。

これにて議案第17号の審議を終了しますので、転用事業計画者の職員の退出をお願いいたします。

(しごと創生室職員退出)

[日程 5]

議長 日程5 議案第18号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定について を議題といたします。

本案は、〇〇〇〇〇から同意を求められたものであります

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長

議案第18号は、〇が地籍調査を行い、その成果を現況の地目で登記するにあたり、〇〇〇〇〇より地目変更の認定について農業委員会に同意を求められたものであります。

名田庄地域は、平成20年度から地籍調査を開始し、納田終、坂本、井上、西谷、中、下、小倉、美川、久坂、挙野、まで調査が進んでおります。

詳細は書記に説明させます。

つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

渡邊委員

はい、議長。

こちらも20日に現地を確認いたしました。

すべての土地を確認した結果、農地に変わるものは農地として管理されておりました。また、農地以外に変わるものにつきましては事務局説明のとおり、現状が農地以外の用途で使用されており、農地に復元することが困難であることを確認しましたので、地籍調査の成果に同意できるものと判断いたしました。

議 長

ご報告ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員

このような多量の農地から農地以外への地目変更が今後もあるのか。今後出てこないような対策はないのか。

書 記

令和6年まで地籍調査の意見聴取が行われる予定です。地籍調査が終了すればこのような多量な変更は行われないと考えています。

局 長

農地パトロールでは農用地を調査し、場合によっては地目変更もありうるが、地籍調査は農用地以外を行うため、この機会に一括変更となります。

松井委員

今後、地籍調査を行う予定はないのか。定期的なものではないのか。

書 記

現在の地籍調査は、明治時代の公図を修正するための調査であるため、再度の調査予定はありません。

岩崎委員

「井溝」とは何か。

書 記

水路ではなく、河川の状態です。登記上、この標記に決まっています。水路は「用悪水路」という標記になります。

塩野委員

この地目変更によって税金が変わるのか。

程を終了し、令和2年第7回の委員会を終了いたします。
慎重審議ありがとうございました。